

平成20年度第4回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 開催日時 平成21年2月16日(月) 午前10時～12時
- 開催場所 宝塚市役所 3-3会議室
- 出席者 委員 7名
事務局 2名

1 開 会

- 会長 第4回パブリック・コメント審議会を開会します。
まず、条例の運用状況の総合評価に入ります。資料について事務局から説明してください。
- 事務局 資料1(パブリック・コメント実施結果一覧)(1)(2)の説明
資料2(18年度答申、19年度答申)の説明
- 会長 資料1と2の関係で御意見、御質問ありますか。
(「なし」の声あり)
資料3の方へ行ってください。
- 事務局 資料3(各課へのアンケート調査結果、H18・19実分)の説明。
- 会長 運用する庁内からの意見が出ているが、今までの資料を見ていただいた上での御意見をいただけますか。
- 委員 お聞きして気になった点は、事務量と効果との関係で実施の必要性をどう考えているのかが1点。対象を明確にしないといけないという点。条例の案でいうと1条、2条、3条というような成案に近いものが出される。条例案だからどういう組み立て、目的、内容でという概要でも許容範囲なのか、案の場合に完成した条例案でないといけないのか。
- 会長 資料3、問6のメリット・デメリットのところが一番中心の論点だと思う。メリットに関しては、市民の参画、行政との協働に力点を置くのか、行政の説明責任に力点を置くのか、両方とも入っているともっていくのか、現条例は、行政に対する説明責任を要求している傾向が強い。改めるときに参画、協働と言うことをもっと強調すべき方向にいった方がよいのかなという気もする。
デメリットでは、事務量の増大をある程度軽減する。一定の合理化は必要ではないか、対象になるものをもう少し明確に示さないといけない

と思う。

案の出し方も完成直前みたいな考え方でいくと、第1条から第何条、ほぼ9割9分完成しているものとなると、もうさわりようがなくなってしまふ。むしろ構想案みたいな、企画原案みたいなもので諮ってもいいのではないかと感じる。

順次御意見を。

○委員

事務量の膨大は、新しい制度ができたので、最初は戸惑いがあった、解説書はあるが、難しかった。3年たち、4年たてば、この点は緩和されてくると期待を持ちたい。事務の負担が多いからという骨抜きにするような、おそれがあるので、習熟するとか、事務は効率化ということができる。制度がある前提でいろいろ企画をするのが本来の趣旨だと思う。

一番大事なのは、意見の提出が少ないということ。膨大なことをし、市が動いているのに対して、市民の対応が少ない。

強いて言えば、パブリック・コメントに出す気もない部署、適当にいけという部署があるのではないかなという不安を抱いている。

そのためには、まず市民にもっとPRをして、市民の方が燃えることが先決で、市にそれをしっかりやれやれというのは、筋違いであって、市民が燃えていない。

アンケートは非常に我々にとって有用なアンケートである。

○委員

パブリック・コメントで市民からこういう意見が出たので、すべてではないが部署によっては、対応しているからというようなことが行政の意見として出た。市民の意見を条例や計画の中に取り入れられるような時期に、完全に成案になる前の段階でパブリック・コメントをした方がいいと思う。県の方での経験があったが、消費者問題で、私のところへ電話をかけてきて、意見をまず最初に聞かせてもらいたいというようなことがあった。県の責任において県民が困ったときにはこういうふうにしてくださいというようなことを書いて出した。それをもって県の方もそれで予算とか、対応を考えて、少しずつよくなっているような感じを受けている。

- 会長 どの段階で案を公表したらいいか、どれだけ市民の意見を吸収したらいいかという、プロセスの選び方ですね。
- 委員 そうです。早い段階でパブリック・コメントを実施し、市民の意見をどこかに取り入れられるようなことを考えていただいたら、市民も私の意見がこう通って、こうなったというように、パブリック・コメントいうものに、もうちょっと責任持った発言もするようになると、感じている。
- 会長 今出ている御意見は、冒頭に申し上げた参画・協働に力点を置くならば、委員の言われたようなカラーをもっと出すべきでしょうね。説明責任に力点を置くのであれば、現行のスタイルがかなりフィットしている。どの辺を選ぶかということ、今後の論点になる。
- 委員 行政から上がってきている意見には、過去に答申としてここが問題じゃないかという部分が結局上がってきている。20年度の答申をまとめたときに、条例の見直し、このところがポイントでしょうねと言っていたところが、まさに行政マンもそう感じているんだなと感じた。
- パブリック・コメント条例の目的規定は、市が説明責任を果たすだけというのが主の目的として書かれていると思う。先程から言われているように、市民の意見を吸い上げながら協働の部分の部分を大切にするというふうになれば、おのずと条例自体を変えていかないといけないと感じた。
- 委員 アンケートを見たときに事務職員は大変だったなと思った。その反面、概要版を出してもらえるとというのはありがたい。その概要版の中に、行政マンの言葉ではなくて、もう少し一般市民にもわかるような言葉で説明されていたら、もっといろんな意見が出されてくるのでは。とにかく言葉が難しい。平たく、お願いしたい。
- 委員 大体今のお話で網羅されていると思うが、問5の事務処理に関して皆さんおっしゃったんですけど、集計でどれぐらいの人手がかかったかという詳細もあるが、これが本当に多いのか少ないのか、ちょっとわからない。概要版、それから関連資料、ホームページ云々、市の考え方と1から5の種類分けがされているが、やはり重点をどこに置くのかなという、概要版だろうと思う。極端だが、概要版一本でいってしまうとか、そういう考え方も出てくるのではないかと。

「ホームページの作成」に時間を要しているが、多いのはなぜかよくわからない。「市の考え方の作成」も同じようにたくさん時間がかかっている。もうひとつ理解ができない。

それから、アンケート結果の補足資料の一番下に、職員の従事日数は提出意見数におおむね比例しているというのは、これは間違いと思う。皆さんの関心がどこに高いのかということで、直接の生活にかかわりのないような案件に関しては余り意見を出しておられないということではないか。

制度に関する意見の問7の集約結果の6番とか7番、これ非常にいい意見が出ている。こういう意見を組み入れて今のやり方をもう少し変える取り扱いをしたらいかがかなと思う。

「パブリック・コメントの実施がおくれた」については、入り口のところで、パブリック・コメントに該当するのか否か迷われた結果というのも結構出ている。入り口のところの整理をもう少し細かくやるべきではないか。出すべきか、出さざるべきかというのを非常に迷っておられる。具体的事例でもっともう少し細かく詰めれば、その辺は解決する。

○会長

現在の条例はその辺、不明確な定めになっている。

○委員

問2の周知がどうであったかの回答は非常に難しかったろう。何をもって周知されたかと思うかという、意見の数、判断基準がよくわからない。だから、答えた人がどう思ったかによって、全然違うだろう。資料を配布したから周知できたというふうに考えるとまずいのであって、いろいろ公表して、それに対する反応があったと、意見数があったということをもって周知が十分であったというふうに見るかによって大分異なる。

○事務局

多分に主観的な回答になっていると思う。ただし、説明会を実施したところもあったり、関係する団体に資料を渡したりしたところもあり、そうした取り組みからの判断と思う。

○会長

皆さんが以外と思われるのは問5の市の考え方の作成、つまり回答の文案のことですね。初めから市の考え方をつくってぶつけるというわけではない。

今いただきました御意見で論点といいますか、改善点はかなり煮詰ま
ってきているなどという気がする。

2つ目が条例の改正の方に入っていかなければならないんですが。

○事務局 御意見をお願いしたいのですが、パブリック・コメントを実施するに
当たり、1件当たり、職員が平均11日ぐらいかかっている。それをど
のように思われるのか。11日ぐらいでしたら妥当であるというように
思われるのか。

○委員 事務処理期間については今の10日というのは、もっと短くでき
るはず。効率化する方法は幾らでもあるというのが私の意見。

○会長 様式の統一化、作業のマニュアル化を求めていくべきというのは、答
申として出ている。

○委員 2週間以上でしょう、感覚的に少しかかり過ぎ。物によって違うんだ
けれども1週間ぐらい。

○委員 審議会とか運営委員会で、市民とか識者の方が時間を費やして、十分
討議されて意見をもらってるものに関しても、パブリック・コメントを
する必要があるかなと思う。ただ、審議会等で十分討議されていないの
ならばパブリック・コメントで職員が時間を費やすというのは、必要な
ことだと思う。

審議会でもやって、パブリック・コメントで同じようなことをやって、
ダブルで時間を費やされるというのは、少し職員にとって酷と思う。

○会長 当事者団体、組織に対して、パブリック・コメントにかける以前に、
原案の意見をくださいといったことを今してないと思う。確定してから
渡していると思う。当事者団体にパブリック・コメント以前に意見くだ
さいという仕組みを入れたら、全体のパブリック・コメント件数はもっ
と減ると思う。当事者団体と活発な意見交換していると、情報の共有と
いう思想に立つと、その方が正しいのかもしれない。今は情報の公開と
いうところにとまっている。確定原案に近い段階で公表しているが、参
画・協働で言うなら、情報の公開ではなく共有まで踏み込むべきだ。そ
ういう制度であれば、担当者の仕事を短縮できる可能性はある。

反対にパブリック・コメント制度を持っているところは、行政のやる

ことは間違いがないということで件数が減少していく。つまり、そこに信頼という財産ができてくるから件数は減ってくる。

○委員 それは、意見の件数が減るという意味なのか。

○会長 市民からの意見がだんだん減ってくる。パブリック・コメントの実施前に当事者団体とか、関係の深い人たちに資料を出して、どんどん意見くださいとやっているの、パブリック・コメント時点以前に案もかなりしっかりしたものになってくる。

○委員 パブリック・コメント制度の浸透問題が未解決のまま。広報紙もどこに載っているかもわからない。恐らく広報紙を見て、パブリック・コメントがでていているというのをわかっている人が1割ぐらいで、その中で行動に移そうというのは1割、となれば、1%ぐらいしか市民に浸透していない。

○事務局 答申時にそのような指摘が他の委員さんからもあり、ささやかながら広報紙でタイトルを設けたところです。

○委員 市民参加条例制定のときに参加して、これを担保する制度がないということを感じていた。市民参加条例を担保する制度がパブリック・コメント制度であり、どんどんPRをすべきだ。

最終的には、こういう制度は廃止されて、議会の方に全部任務は一任されるべきとの思いがある。

○委員 周知の方法で、宝塚のメルマガを充実したらどうか。メルマガがあれば必然的に見る。

○会長 ほかに意見はないか。

(「はい」の声あり)

事務の合理化が求められる観点をもっと入れたらよいということ。担当課が、手続きの対象となるか否か判断に迷うような現在の規定方法に問題が出ていること。

それから、パブリック・コメントそのものが市民に周知され、理解されるには、もっと努力が必要ではあるが、仮に100%の市民が知っているという状態が生まれたとしても、実際にパブリック・コメントがそこで活用され、ふえてくるか否かの因果関係は明らかではない。この統

計データを見ても、市民の生活に深くかかわるものは、件数が多い。直接余りかかわっていないと思われるものは、件数が少ないというのははっきりしている。知らないわけではないと思う。

次の議論にもこれを生かしていきたいと思うが、パブリック・コメント条例制定の意義とその守備範囲の議論に移る。資料4、5になる。

事務局から近隣市の状況と、西宮の条例の説明を願う。

(事務局から資料4、5の説明)

○会長

単独条例として持っているのが、神戸市と宝塚市、参画条例の中にパブリック・コメント手続きが入っているのが芦屋市と西宮市。

参考になると思うのでその両方を視野に入れながら、議論いただけらと思う。

○委員

条例は2類型に分かれると思う。パブリック・コメント条例を固有に持っているところと、市民参画やまちづくり基本条例の中にパブリック・コメントを入っているところの2つに分かれる。パブリック・コメントを実施するという点から見ると、宝塚市のパブリック・コメント条例は、パブリック・コメントをかけるべき対象が明確に規定されていない。実施機関にとっても判断に迷うようなことがある。もう1つ、全体として参画という場合に、他の委員さんがおっしゃられたように、審議会もその中に入っている。どのような案が審議会にかかるのかとかいうのがわかりにくい。それから、あるいは公募の委員のいる審議会にかければ、一般的なパブリック・コメントは免除するというような規定をすればということはあるが、うまくいく。条例の中に除外理由をきちっと書かないといけないので、しんどいかなと思うが。そしてパブリック・コメント手続きにかかる負担という点からすると、国の場合は、一定の審議会でも審議すれば適用除外である。そこまではするのか、この辺も議論する必要がある。以前の審議会でも、ごみの処理関係は審議会でも結構議論してきた、パブリック・コメントかけているが、その必要があるのか、という意見があったが、その点では、私も同感で、このあたりについては、事務量等を点検したらどうか。それを考える場合に、1つは、このパブリック・コメントをどのように位置づけるかという目的論、これをしっか

り押さえないといけない。

宝塚市の場合、すでにまちづくり条例の構成ができていますので、今さら参画条例でまとめるというわけにはいかないと思う。審議会を持っているところは宝塚市の特徴。ということは、パブリック・コメントは、行政からの説明、あるいは参画だけど、やらなければよいと思えばやらなくてもいい。そのパブリック・コメントを実行する担保がこの審議会。だから、審議会を持っている宝塚の一番のよさはそこにあるので、失いたくない。制度設計等も含めて、審議会で議論していく、あるいは評価を加えていく。今までの実績は大事ではないかと思う。

宝塚市から他に発信してもいいのではないかという気は、これらの資料を見せていただいて思った。

一番市民からの意見が多く寄せられるのは、手数料と予想されるので、これを始めから除外するというのは、抵抗を感じる。

資料西宮市の条例の意見提出手続では、第1号、2号、3号は、一般的な規定で、4号で義務を課す場合は手続きの対象としている。権利を制限するとポイ捨て条例や、駐輪禁止条例をつくる時は対象となってくる。対象はこの程度でよいと思う。これは、市民生活に関係してくるので、意見が多くなる。

そして、6号で、「前各号に掲げるもののほか市の機関が必要と認めるもの」と規定をおいている。実施機関は第2条の第2項で挙げています。だから、市の機関が必要とすれば、実施できる。そして第2項で前項の規定にかかわらず、「次の各号のいずれかに該当する場合は同項の規定は適用しない」とある。まず軽微なもの、緊急なもの、それから法令等の規定によって、もう基準が決まっていて、それを条例化しないといけないというようなもの、市の機関の内部の事務処理規程がある。そして問題となっている「(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するものまたは補助金その他の金銭の給付に関するもの」。これを除外している。

ただ、良いところは、一律排除ではないこと。第6条第2項で、「作成しようとする案（同項第6号に掲げる事項についての案を除く。）」と

あり、実施機関が手数料についても、市民の意見を聞きたいと思えば、6号で「必要と認めるもの」としてできる。だから、手数料一律排除ではなく、うまいこと考えたなというのがこの規定。一切対象にしてないのが一般的だが、これであれば対象にできる。ただ、実施するかどうか、あるいは実施しなかったときに、評価を加えるときに、一応法違反とは言えず、不当であるか、実施してほしかったなというような評価になる。このような規定を使用すると、主導は市の実施機関側にあるので、審議会がコントロールするとき、なかなか難しいということにはなるかと思う。

○委員 それからもう一つ、第8条で政策提案手続を市民参画ということから書いている。市民参画とパブリック・コメントをどう調和させていくかということも、条例化をするうえで考えていかれたらどうかなと感じた。

○会長 そうすると、この条例の持っている意義は、どちらかという、情報公開ではなく、市民の参画、行政との協働の一つの道具として、踏み込んだ方がよいのではないかという御見解だが、その方向で改正していくということで、委員の皆さん大体一致していますか。

 そして、参考にするのは、西宮市の条例。

○委員 うまいことしたなと思いました。一番気になるのが手数料で、それを一定条件のもと、可能と読めば。

○会長 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるものところにかかってくるということから、6条2項の第5号であっても、拾える。

○委員 第6項に掲げる事項については案を除いている。しかし、評価が非常に大変で、審議会意で評価するとき、実施しなかった場合に、厳しく意見ができるかどうか。

○会長 市の機関が必要と認めるものとは何を指すかという、準則が要るかもしれない。例えば、国の規定によって定められたものは除くとすれば、上乗せ、横出しというのは、これ対象にしていくべきでないかという議論が出てくる。独自積み上げとか。保育料の料金は、国基準でいけば高くなる。それを下げるために市としてある程度上乗せ負担しているわけで、そういう上乗せ、横出しについて議論することは可能だとなれば、

すべての料金を除外するというのはおかしくなる。そういう問題もここでクリアできる。

それから、義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定についての規定は今まで入っていなかった。

○会長 「義務を課し、または権利を制限する」とする条例の制定については、これはどちらかといえば啓発的な記述となっている。

では、その対象の押さえ方は西宮方式がいいのではないだろうかというところから、もう少し次のステップで考え続けていくことにしましょう。これは行政の方にもいい提案があれば、出してください。

それと、西宮市の条例ですけれども、これも議会は除外されている。

○委員 市の機関で議会は除いている。

○会長 市の機関の中に、議会を入れるか。

○事務局 最終的に改正案に入れる入れないは別として、答申で議員提出議案も入れなさいという形で答申しても、恐らく市の提出する議会上程議案については、議会を除いて、議会が自ら判断して必要ならば、議員提案により入れてくださいという形になる。情報公開条例の実施機関もそうだった。議会の分を除いて条例提案して、議会が賛同して、修正かけて、議会も対象になる、そんな形になると思う。

○会長 自治基本条例も議会と議員の条項がなかったら、自治基本条例にならないのだが、市民がみんなで考えてつくっても、議会のところは簡単にしておいて、実際は議会の方から逆提案をもらうという、そういうのが多い。

○委員 どの自治体の条例を見ても、議会は入っていない。

予算の調整権を市長が持っている関係から、圧倒的に議案は市長提案が多い。

○委員 議会の意義から言って、料金の改定問題については、議会が最低限、委ねられている領域と思っている。一々市民から意見を聞けば、高い方がいい、安い方がいいとばらばらになるのが決まっている。そうすると多数党の決めるとおりになるのかという問題はあるが、民主主義である以上やむを得ない。

○委員

実際にごみ問題の審議会に議員から委員が出ていた。そのときに、議員も意見を言って、まとまって答申したものが議会で不成立になった。市民だけの責任ではなくて、議員の責任もあると思う。厳しい考え方だと思うが、そのようなことを考えさせられることがたくさんある。

○会長

一つは地方自治で定めている直接民主主義制度と、間接民主主義制度とが、人口がふえるに従って作動しなくなってくる。つまり、一言で言えば、議会が市民から遊離せざるを得ない。政治手法がどんどん国政に近づいていく。人口5万とか3万の自治体であつたら、そのような問題はあまり起こらない。それを修正するために、直接民主主義制度で特別職の解職請求、つまりリコールとか、議員をリコールする制度もある。有権者総数の50分の1で条例の改廃制定請求もできる。ほかに事務監査請求もできる。でも、それはあくまで住民の団体に対する統制権の発動で非常事態にしか動かない。そうではなくて、もっと日常的に住民の意向が議会なり行政に反映できる回路が必要だということから、このようなパブリック・コメントとか、住民投票条例とか、自治基本条例が考えられるようになってきた。議会がしっかり頑張ってくれたら、パブリック・コメント制度は要らないという考え方は、宝塚レベルの人口では、なかなか難しい。やはり必要であり続けねばならない制度だという前提で考えましょう。

資料6の説明をお願いします。

(事務局から資料6(パブリック・コメント条例制度の意義と守備範囲)について、説明)

○会長

条例の下に市長が定める規則があるのですが、そこへ権利義務に関する委任規定の入っている条例もないし、具体的にそれに言及している規則も存在しない。だから、問題はない。

わかりました。

以上、今日の議論をもとに、次回(第5回)以降、具体的な条文の構成及び審査に入っていきたいと思う。新しいパブリック・コメント条例の意義と対象とすべき範囲というのは、今日ではほぼ確定したと思う。この範囲で定めても、まだ行政は迷うであろうから、実際は事例を作成し

なければいけないかも知れない。こういうものが該当する、該当しない、そういう手引を作成してあげたらいいと思う。

あと、きょう出た議論では、審議会等に諮ってるものについては除外することも考えていいのではないかとか、そういう例外規定の入れ方について次回(第5回)御議論いただけますか。

事務局で、案文を作成してください。

○委員 審議会の構成メンバーというのが問題で、我々、宝塚市民のことを議論しているのであって、市民以外の方が過半数を占めてるような審議会で議論したからといって、市民参加が行われている、これから外すというのは、筋違いかなと思う。

○会長 審議会の委員構成を基準にするということか。

○委員 市民の大半が入っているから除外しようというのが一番最初。経験では、市民以外の委員が過半数を占めてる審議会が結構多い。

○会長 かなり専門的な判断をする審議会。

○委員 業界団体が審議会のメンバーになっているもの、コンサル的な審議会メンバーというのものもある。

そういうことがなければ、審議会というのは、もう非常に貴重な審議をされているので省くべき。

○委員 審議会の前に市民会議的なものをつくってから審議会に移行するのがある。だから、そういう辺の判断もあり審議会イコール除外となるのは困る。

○会長 法によって定められている審議会、条例設置のもの、要項設置のものがある。そこら辺を一遍洗い出しておいた方がよい。

総合計画審議会や、法定の国保運営協議会、それから建築審査会。

○委員 これは専門的知識が要るから、それはしょうがない。

○委員 問題は当該審議会で施策等にかかわって、制度設計する。例えば、情報公開審査会は、個人情報保護審査会は、制度についてコメントできる。こういう情報をどうするか、そういう情報をどういう形で保全するかというものについて、制度について議論するところがある。そういう場合に、条例をつくるまでの制度設計というのは、基本的にはないと思うが、

もし、条例等をつくる場合はパブリック・コメントにかけてということになるが、審議会の機能によって違ってくると思う。だから、宝塚にある審議会がどういう機能を持ち、法定設置なのか、条例設置なのか、要綱設置なのかと、根拠を書いてもらいたいし、整理してもらえたら、今の問題は解決する。

○会長 任意設置でやりながら、やり方が物すごく民主的で住民参画型で練り上げてきてるような協議会みたいなものがある。こうしたものの方が逆にパブリック・コメントするのにむだという話が出てくる可能性がある。だから、そういう手法を使った場合は、もうパブリック・コメントはしなくてよろしいですみたいな、そういうラインを入れるかどうか。

○委員 総合的な市民参画条例ができています。読んでみても、どの手法でもって市民参画を図っていくか、この区別論が割とない。こういう手法が、こういう市民参画の方法がありますよと羅列して、一体この事案だったらどこにいくのかというような、そういうのがわからない。

○委員 市民参加条例のところを見せていただいたら、参考になるか。

○委員 あまりならない。

○委員 中身を担保するものが何もない。

○会長 理念条例。手続条例になってない。

○委員 あるところで、この基本条例は基本だということを宣言している。そこでの憲法とかいうふうに書いても余りその実効性ないのだけど、条例は同じだから。

宝塚ではこのまちづくり基本条例を受けたパブリック・コメント条例という形はとらなかった。

○委員 基本条例には、実際の施行については具体的に定めるというふうに書いてあったはず。具体的に定めるものが何もなくて、初めてできたのがこのパブリック・コメント条例で、非常に立派なものできたと思って評価している。

市民参加条例規則という規則はない。私は1年か2年以内につくるべきだと主張したけれども、それは通ってない。職員に対する説明書はできたが、一種の規則のようなものかなというふうに思っている。

○会長 宝塚市のまちづくりの理念条例を受けた市民参画を趣旨としたパブリック・コメント条例として位置づけていくのか、そうではなくて、理念条例や市民参画条例を置いておいて、この条例単独で市民参加なり参画、情報公開というその両輪を突き進んでいくのか、その辺の位置づけのことか。

○委員 制定の趣旨まで我々は踏み込めるのかどうか。

○会長 方法としたら、宝塚市まちづくり基本条例第何条の趣旨に基づき、この条例を制定するという方法もある。

○委員 基本条例といっても条例で、それはいくら宣言しても、形式は基本条例。

基本条例をつくっているところは上位。その中にすべてを盛り込んで、これが基本と言う。地方公共団体の憲法だとそういう意味で。だけど、条例としては同じ。

○委員 まちづくり基本条例というのは、市民の参画する権利をうたうと同時に、市民が協働で市政に貢献するとか、参加する責務を負わすというのが大きな目的だった。ところが、責務の部分は書いていない。

○会長 1号がニセコ、2号が宝塚と一般には言われていたが、あれは正しくは自治基本条例ではない。市民と議会と行政、この三者の役割と責務がきちっとトライアングルで規定されてないのは自治ではないから、まちづくり条例だ。まちづくり理念条例とか、まちづくり市民参加条例とか、そんなもの。ニセコも今改正して、条文がふえている中で、議会が入ってくる。改正前は議会が入っていない。宝塚がその第2号と言っていた。まちづくりという言葉をつけた条例ではね。でも自治基本条例ではない。

何が言いたかったかという、宝塚はまちづくり理念条例みたいな形でいったから、枝葉のパーツをいっばいつくっていかないといけない。中身を。だから、こういうパブリック・コメント条例があるというのはその一つの大きな枝。ほかにも行政評価とか、外部監査とか、あるいは市民オンブズパーソン制度とか、それから住民投票制度とか、そういう必要なものをどんどん装備していかないといけない。それを持ったときに初めてまちづくり理念条例が生きてくるという、そういう構造。

だから、あまり気にせずに条例を検討すればよい。いいものをつくつたらよい。

それでは、次回日程は、3月12日、午前中とします。

(「はい」の声あり)

これもちまして終わります。

(午前11時45分 閉会)